

平成 1 8 年度
岡山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(平成 1 9 年 2 月 1 日現在)

一般行政職	1 1 人
-------	-------

2 職員の給与の状況

(1) 職員の手当の状況

①時間外・休日勤務手当の支給状況 (単位：円)

支給実績	486,739
支給職員一人当たり平均支給額	60,842

②管理職員特別勤務手当の支給状況 (単位：円)

支給実績	0
------	---

(2) 特別職の報酬の状況 (単位：円)

区 分	報酬年額	平成 1 8 年度支給実績
広 域 連 合 長	84,000	14,000 (7,000 円×2 か月分)
広 域 連 合 副 広 域 連 合 長	72,000	12,000 (6,000 円×2 人×1 か月分)
広 域 連 合 議 会 議 長	42,000	3,500 (3,500 円×1 か月分)
広 域 連 合 議 会 副 議 長	36,000	3,000 (3,000 円×1 か月分)
広 域 連 合 議 会 議 員	30,000	70,000 (2,500 円×15 人×1 か月分 と 2,500 円×13 人×1 か月分 の合計額)

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1 週間の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間
4 0 時間	8 : 3 0	1 7 : 1 5	1 2 : 1 5 ~ 1 3 : 0 0

(2) 休暇制度の概要

①年次有給休暇（有給休暇）

1年につき20日を限度として付与。現年分のみ翌年へ繰越可能

②特別休暇（有給休暇）

休暇の概要、取得の要件等	取得可能日数等
・選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認める期間
・証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	必要と認める期間
・感染症の予防等による交通遮断又は隔離	必要と認める期間
・地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失、又は損壊	必要と認める期間
・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等	必要と認める期間
・忌引	2日から10日の期間内において必要と認める日又は時間
・職員の結婚	連続する7日以内の期間
・職員の出産	出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）及び出産した日の翌日から8週間
・妊娠中の職員の健康診査	妊娠満週により定められた回数又は医師等に指示された回数で、その都度必要と認められる時間
・職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産	出産予定日の前日から出産の日以後2週間を経過する日までの期間内において2日
・女子職員の生理	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
・生後1年に達しない子の育児	毎日午前及び午後においてそれぞれ1回30分以内又は1日1回60分以内で必要と認める時間
・疾病又は負傷のための療養	医師の診断書に基づき最少限度必要と認める期間。ただし、私傷病の場合には7日以上90日以下
・私傷病による継続療養	9か月以内で、勤務年数により定められた期間
・夏季における健康保持等	一の年の7月から9月までの期間内における6日の範囲内の期間

・骨髄移植のための骨髄液の提供	必要と認める期間
・職員のボランティア活動	一の年において5日の範囲内の期間
・妊娠中の職員の、通勤に伴う負担の緩和	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
・小学校第3学年修了前までの子の看護	一の年において5日の範囲内の期間
・その他広域連合長が特別休暇とすることが適当と認める場合	必要と認める期間

③介護休暇（無給休暇）

休暇の概要、取得の要件等	取得可能日数等
・配偶者等の負傷、疾病又は老齢による介護	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6か月の範囲内の必要な期間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。処分を必要とする事由が生じたときは、市町村派遣職員については、派遣元市町村と協議し、派遣元市町村がその処分を行います。

平成18年度分限処分者数は0人です。

(2) 懲戒処分

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。処分を必要とする事由が生じたときは、市町村派遣職員については、派遣元市町村と協議し、派遣元市町村がその処分を行います。

平成18年度懲戒処分者数は0人です。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の概要

職員は、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合等

において、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができます。

平成18年度職務専念義務免除申請者数は0人です。

(2) 営利企業等への従事の概要

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

平成18年度営利企業等への従事者数は0人です。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職務遂行に必要な能力等の習得・向上を図るため、岡山市町村職員研修センターの計画する研修等により研修を行います。

平成18年度研修受講者数は0人です。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び岡山県後期高齢者医療広域連合職員安全衛生管理規程に基づき、職員の安全と健康を確保する事業を実施します。

8 その他広域連合長が必要と認める事項

なし